

## 令和8年度市役所マルシェ出店要項

- 1 名称  
市役所マルシェ
- 2 主催  
前橋市
- 3 開催目的  
前橋産農畜産物の認知度向上と地産地消を促進すること及び規格外野菜等の販売場所を提供し、フードロス削減や事業者の収益拡大を図ることを目的とする。
- 4 開催日  
原則、毎月第3水曜日  
ただし、開催目的を達成するために開催が必要と認められた場合、追加又は変更できるものとする。
- 5 出店可能時間  
午前10時から午後5時までの範囲で都度定める。
- 6 開催場所  
前橋市役所1階ロビー（前橋市大手町二丁目12番1号）
- 7 募集数  
各日原則1者  
※2者以上の同時出店については、出店事業者間で調整できれば可とする。  
※最大出店事業者数は、市が示したエリア内で出店可能な事業者数とする。
- 8 募集期限・選定方法  
申込期限は開催月の前月末日を原則とする。  
なお、申込みがあり次第、出店内容（開催目的への適合性、販売品目、出店時間）を審査し、先着順に各開催枠の出店事業者を決定する。
- 9 出店料・販売価格  
出店料なし、販売価格については出店者にて設定する。
- 10 出店者条件
  - (1) 次の条件のいずれかに該当する者。
    - ア 認定農業者
    - イ 赤城の恵ブランド認証事業者
    - ウ 市内において農畜産物を生産する個人若しくは法人、又はそれらで構成された生産者グループ若しくは団体であり、日頃より前橋産農畜産物の認知度拡大に取組み、当市が前橋産農畜産物の認知度拡大に繋がると判断した者
  - (2) 次の欠格事由に該当しない者。

- ア 制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人非補助及び未成年者）
  - イ 破産者であって復権していない者
  - ウ 懲役又は禁錮の刑に処され、その執行が終わっていない者
  - エ 禁錮以上の刑に当該する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を伴う団体代表者、主催者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
  - カ 集团的又は常習的暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
  - キ 申請時において食品衛生法に基づく営業停止処分を受けている者
  - ク 銀行取引停止処分を受けている者
- (3) その他、市が指示する事項を遵守できる者。

## 11 販売品目条件

次のうち当てはまる条件を満たす前橋市内で生産された農畜産物又は前橋市内で生産された農畜産物を使用した加工品

- (1) 食品表示法、JAS法に基づく食品表示を遵守したもの
- (2) 管轄保健所への手続きが正しく行われたもの

## 12 ブース仕様

### (1) 区画

3メートル四方

なお、市役所ロビーの使用状況により変更があった場合は事前に協議する。

### (2) 貸出可能物品

机3台、パイプ椅子2脚

## 13 出店時の留意事項

- (1) 準備、販売及び撤去は全て出店者自身で行ってください。
- (2) 販売時間中は1名以上が常駐してください。
- (3) 試食及び試飲行為はできません。
- (4) 要冷蔵・要冷凍商品を販売する場合は、出店エリア内に配置可能な冷蔵・冷凍機器の持ち込みをお願いします。
- (5) 規格外、不揃い品等については、フードロスの観点から積極的に扱ってください。

14 申込方法

様式1「市役所マルシェ出店申込書兼誓約書」を記入の上、提出期限内にファクス、郵送又はメールで提出してください。

15 実績報告

イベント出店後1週間以内に様式2「市役所マルシェ実績報告書」を記入し、ファクス、郵送又はメールで提出してください。

16 問い合わせ先・提出先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所農政課 ブランド推進係

電話 027-898-5841 ファクス 027-223-8527

メール nousei@city.maebashi.gunma.jp